

令和 8 ・ 9 年度宮城県建設関連業務 入札参加資格審査申請（新規申請）の御案内

令和 8 年 7 月
宮城県出納局契約課

令和 8 ・ 9 年度における宮城県が発注する建設関連業務について、入札参加資格審査申請の受付を下記により実施しますので、希望する方は申請願います。

なお、申請に当たっては、あらかじめ次の事項について御了承願います。

- ① この審査の結果、宮城県の建設関連業務入札参加資格が承認された事業者については、登録内容を公表いたします。
- ② 情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、開示する場合があります。

記

建設関連業務入札参加資格等審査申請要領（新規申請）

1 申請資格

建設関連業務の業種ごとに必要な登録を受けている者で、次の各号のいずれにも該当しない者

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）、破産手続開始の決定を請けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、参加資格の取消通知日から知事が定める期間において参加登録の資格を失っている者（参加資格喪失期間満了日の翌日以後の競争入札に参加するために登録を受けようとするものを除く。）
- (3) 建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の別表第一の左欄に掲げる業務の種類に応じ、同表中欄に掲げる法令等の規定による登録を受けていない者（表「業種ごとに必要な登録」参照）
- (4) 契約の種類及び金額に応じ、経営の規模及び状況からみて債務不履行のおそれがあると認められる者
- (5) 都道府県税に未納がある者
- (6) 消費税及び地方消費税に未納がある者
- (7) 建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程第 9 条第 1 項の規定により参加資格を喪失し、同条第 2 項に規定する期間を経過していない者

○業種ごとに必要な登録

業種	法令等の登録	部門
測量	測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号） 第 5 5 条の規定による登録	公共測量 その他
建設 コンサルタント	建設コンサルタント登録規程 （昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 7 号） 第 5 条の規定による登録	河川、砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画・施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子
地質調査	地質調査業者登録規程（昭和 5 2 年建設省 告示第 7 1 8 号）第 5 条の規定による登録	土質調査 岩盤調査 物理探査 試験・計測 その他
補償 コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和 5 9 年建設省 告示第 1 3 4 1 号）第 5 条の規定による登録	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償
建築設計	建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号） 第 2 3 条の規定による登録	建築 電気設備 機械設備 耐震診断

2 申請方法

宮城県入札・調達ポータル (<https://miyagi.efftis.jp/portal/>) 内の「入札参加登録システム」により、インターネットから「新規申請」を行ってください。システムの詳しい操作方法については「入札参加登録システム」内に掲載している操作マニュアルを確認願います。

システムの操作方法に関する問い合わせ先
ヘルプデスク 電話番号：050-3820-9928
 平日9時から12時まで、13時から17時30分まで
 ※土日・祝日・法に定める休日及び年末年始を除く

3 申請書類

(1) 新規で申請する場合

- ※ 以前登録していて、現在登録がない方が再登録する場合も新規になります。
- ※ 申請書類はPDF化したものを「入札参加登録システム」の「添付ファイルアップロード画面」で添付して提出してください。

No.	全業種共通	
1	【受任機関登録者】委任状〔別紙2〕 ※押印が必要 ※契約課ホームページからダウンロードして作成してください。 ※押印したものをPDF化して添付してください。 ・宮城県と行う取引（見積・入札・契約締結等）を、 <u>本店以外の支店等（受任機関）に委任する場合は提出が必要です。</u> ・本店または受任機関のどちらで登録するかは、 <u>業種ごとに選択</u> できます。	該当者
2	納税証明書（宮城県税） 〔課収受日までに納期限が到来した全ての県税に未納がないことの証明〕 ・宮城県内に、本店、支店、営業所等がある場合（ <u>受任の有無にかかわらず</u> ）に必要です。 ・宮城県内の各県税事務所で発行（申請書の課収受日から遡って3か月以内の発行に限る）。 ・内容については、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。 ・ <u>課税額が0円の場合でも必要です。</u>	該当者
3	納税証明書（消費税及び地方消費税） 〔「その3」「その3の2（個人事業主）」「その3の3（法人）」のいずれか。課収受日までに納期限が到来した消費税及び地方消費税に未納がないことの証明〕 ・本店所在地を管轄する税務署で発行（申請書の課収受日から遡って3か月以内の発行に限る）。 ・内容については、本店所在地を管轄する税務署にお問い合わせください。 ・ <u>課税額が0円の場合でも必要です。</u> ・国税の納税証明書の交付請求手続きにつきましては、こちらをご覧ください。 【e-Tax】国税電子申告・納税システム（イータックス） https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm	全業者
4	経営規模等総括表〔様式第2号〕 ※契約課ホームページからダウンロードして作成してください。	全業者
5	財務諸表 [法人：「貸借対照表」「損益計算書(※)」「株主資本等変動計算書及び注記表」] [個人：「貸借対照表」「損益計算書(※)」] ・直近2年分の営業年度（決算済み）のものを提出してください。 <u>ただし、前々年度分は「損益計算書」のみの提出で可。</u>	全業者
6	技術職員名簿〔様式第3号〕（業種ごとに別葉に作成してください。） ※契約課ホームページからダウンロードして作成してください。	全業者

7	技術職員名簿に記載した技術者の資格を確認できる登録証等 (表「資格及び確認資料等」参照) ・「技術職員名簿」の記載順に並べて提出してください。	全業者
8	技術職員名簿に記載した職員の常勤性を確認できる資料 ・「技術職員名簿」の記載順に並べて提出してください。 ・直前の「健康保険等の標準報酬決定通知書(発行元の印又は到達番号(電子のみ)があるもの)」または「住民税特別徴収税額通知書」、「青色・白色申告(個人事業者のみ)」のいずれかを提出してください。	該当者
9	ISO(国際標準化機構)規格の登録証 ・対象規格は、ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズです。 ・(公財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)またはJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関の認証を取得していることが必要です。 ・認証取得した営業所及び認証部門は問いません。 ・申請日現在有効で、初回登録日、更新日及び有効期限が記載されているものを提出してください。 ・登録の詳細については、審査機関に直接お問い合わせください。	該当者
10	みちのく環境管理規格(みちのくEMS)の登録証 ・認証取得した営業所及び認証部門は問いません。 ・申請日現在有効で、初回登録日、更新日及び有効期限が記載されているものを提出してください。 ・登録の詳細については、審査機関に直接お問い合わせください。 ※ISO14000シリーズとの重複加点は行いません。	該当者
11	ポジティブ・アクションの推進に係る確認書(または認証書) ・宮城県知事が認定したもので、申請日現在有効のものを提出してください。 ・令和2年度以降、「女性のチカラを活かす企業」認証制度に基づく宮城県知事表彰を受けている場合は、追加の加点があります。 ・制度の詳細については、宮城県 環境生活部 共同参画社会推進課 男女共同参画推進班(電話:022-211-2568)にお問い合わせください。	該当者
12	障害者雇用状況報告書〔厚生労働省告示様式第6号〕 ・令和7年6月1日現在で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者の雇用義務があり、 <u>障害者雇用率を達成した事業者のみ提出</u> してください。 ・公共職業安定所の受付印のあるものに限る(電子申請の場合は、受付完了通知または状況確認画面等を印刷したものを併せて提出すること。) ・制度の詳細については、本店所在地を管轄する公共職業安定所にお問い合わせください。	該当者
13	雇用している障害者の障害者手帳の写し(表紙を含む全ページ) ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく <u>障害者の雇用義務がない事業者</u> で、障害者を雇用している場合は、該当者の障害者手帳の写しを提出してください。	該当者
14	雇用している障害者の常勤性を確認できる資料 ・直前の「健康保険等の標準報酬決定通知書(発行元の印又は到達番号(電子のみ)があるもの)」または「住民税特別徴収税額通知書」、「青色・白色申告(個人事業者のみ)」のいずれかを提出してください。	該当者

No.	申請業種に応じた書類	
15	測量	
①	「測量業者登録証明書」、「測量法に基づく測量業者としての登録(更新)通知書」または直前の「測量業者登録申請書(第一面・受付済)」のいずれか1つ	全業者
②	直前の「添付書類(ト)(法第55条の3第6号)誓約書」 ※測量業者登録申請書類のうち測量士の配置についての誓約書	全業者
③	「測量法第55条の8第1項及び第2項の規定に基づく書類」 ※直近2年分のうち財務に関する報告(表紙、別表第13(第14条関係)、注記表)	全業者

16 建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント		
①	登録、更新、追加、削除の通知 ※直前の現況報告書提出以降に変更があった場合や営業を開始したばかりでまだ現況報告をしたことがない場合は提出してください。	該当者
②	「現況報告書」 ※直近2年分の「現況報告書」(国(地方整備局)の確認済印があるもの) 「直前1年の事業収入金額」、「財務事項一覧表」の記載が確認できる部分のみ提出してください。(①の場合を除く)	該当者
17 建築設計		
①	「建築士事務所登録(更新)通知書」、「建築士事務所登録証明書」または直前の「建築士事務所登録申請書(受付済)」のいずれか1つ ※直前の登録移行「管理建築士」に変更があった場合、「建築士事務所登録証明書」 ※業種を受任機関に委任する場合は、受任機関のものを提出してください。	該当者
②	建築設計業務入札参加資格承認申請追加調書 ※契約課ホームページからダウンロードして作成してください。	該当者

4 審査結果

審査の結果、適格と認められた場合は、四半期ごと(7月、10月、1月、4月)に承認し、「入札参加登録システム」から登録いただいたメールアドレス宛てに「認定完了通知」が送付されます。

なお、代表者名等に外字及び異体字等が含まれる場合は、登録の際、JIS規格の文字に置き換えさせていただくことがあります。

5 変更の届出

承認後、登録事項に変更があったときは、入札参加登録システムの「変更申請」により速やかに申請してください。

6 登録内容や制度に関する問合せ先

宮城県出納局契約課 管理班

住所 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

電話 022-211-3335/FAX 022-211-3399

Eメール keiyakuml@pref.miyagi.lg.jp ※@の前は数字の1

申請書類の作成上の注意点

1 審査基準日について

審査の基準日は、申請日の直前の営業年度（当該年度の決算が確定していない場合は、その前営業年度）の終了日とします。ただし、法令に基づく登録で、財務諸表の提出を義務付けられている場合は、国への現況報告書等の受付が完了しているもので、最新のもの（複数の業種を申請する場合で、現況報告等の受付が完了していない業種がある場合は、完了しているものに合わせることを）を基準とします。

2 様式第2号「経営規模等総括表」関係

(1) 営業収入実績高

- ・ 消費税抜きの金額を記入してください。（千円単位）
- ・ 実績高は24か月分を満たす分を記入してください。
- ・ 業種別年間平均実績高は小数点以下第1位を四捨五入してください。
- ・ 現況報告書等で報告した実績高を移記してください。（報告した実績を再分割しないこと）
- ・ 申請しようとする業種以外の実績については、その他に記入してください。

3 様式第3号「技術職員名簿」関係

- ・ 申請業種別に作成してください。一枚におさまらない場合は業種ごとに複数枚作成してください。
- ・ 常勤職員で申請する業種の加点対象資格（表「資格及び確認資料等」に記載されている各業種に対応する資格）がある職員についてのみ記載してください。
- ・ 業種をまたいで加点となる資格は、加点を希望する業種の名簿にのみ記載してください。（技術士「建設部門—土質及び基礎」、「応用理学部門—地質」は、建コンと地質調査のどちらか一方でのみカウント）
- ・ 資格による加点は、業種ごとに110点までなので、超える分は記載不要です。
- ・ 技術士については、選択科目名まで記入してください。
- ・ 「常勤確認資料」欄は、職員ごとに提出する常勤確認資料を選択してください。
- ・ 資格を証する書類（登録証の写し等）は名簿の記載順に並べてください。常勤確認の資料は名簿と突合できるよう任意の番号を振り、その番号を名簿に転記してください。

※ 上記の他、ホームページに公開している記載例とFAQを御確認の上、作成してください。

表「資格及び確認資料等」

- ・技術職員名簿〔様式第3号〕に記載できる技術の資格（格付けの加点对象資格）は、下表のとおりです。
- ・資格の種類により、5点、2点に分かれています。
- ・加点の基礎となる数値の上限が、各業種ごと110点ですので、**110点を超える分は記載不要です。**
（5点の方で最大22名、2点の方で最大55名まで記載してください。）

業種	点数	資格	確認資料(写し提出)※下記のいずれか
測量	5点	測量士	<ul style="list-style-type: none"> ・測量士（補）登録通知書 ・測量士（補）登録証明書 ・測量士（補）名簿記載事項証明書
	2点	測量士補	
建設コンサルタント	5点	技術士 ・電気電子部門 ・建設部門 ・情報工学部門 ・総合技術監理部門（上記部門に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士登録証（総合技術監理部門以外） ・技術士登録等証明書 ※総合技術監理部門は選択科目まで確認する必要があるため「技術士登録等証明書」に限る。
		技術士（「 」内の選択科目に限る） ・機械部門「機械設計」「機構ダイナミクス・制御」「流体機器」 ・上下水道部門「上水道及び工業用水道」「下水道」 ・農業部門「農業農村工学」 ・森林部門「森林土木」 ・水産部門「水産土木」 ・応用理学部門「地質」 ・総合技術監理部門（上記部門＋科目に限る） ※ただし、平成30年度以前に機械部門（「流体工学」又は「交通・物流機械及び建設機械」、農業部門「農業土木」、または総合技術監理部門（上記部門＋科目に限る）に合格し登録を受けている者は有資格者とみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士登録等証明書 ※選択科目まで確認する必要があるため、「技術士登録証」は不可
	2点	1級土木施工管理技士	・1級技術検定合格証明書
		環境計量士（濃度関係） 環境計量士（騒音・振動関係）	・計量士登録証
		第1種電気主任技術者 伝送交換主任技術者 線路主任技術者 R C C M	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種電気主任技術者免状 ・電気通信主任技術者資格者証 ・R C C M登録証
地質調査	5点	技術士（「 」内の選択科目に限る） ・建設部門「土質及び基礎」 ・応用理学部門「地質」 ・総合技術監理部門（上記部門＋科目に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士登録等証明書 ※選択科目まで確認する必要があるため、「技術士登録証」は不可
	2点	地質調査技士	<ul style="list-style-type: none"> ・地質調査技士登録証 ※有効期限が記載されたカード型のもの ・資格登録証明書
補償コンサルタント	2点	不動産鑑定士	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定士登録通知書 ・不動産鑑定士登録証明書
		土地家屋調査士	<ul style="list-style-type: none"> ・土地家屋調査士登録通知書 ・土地家屋調査士登録証
		司法書士	<ul style="list-style-type: none"> ・司法書士登録通知書 ・司法書士登録証
		補償業務管理士	<ul style="list-style-type: none"> ・補償業務管理士登録証 ※有効期限が記載されたカード型のもの
建築設計	5点	構造設計1級建築士（1級建築士と重複不可）	・構造設計1級建築士証
		設備設計1級建築士（1級建築士と重複不可）	・設備設計1級建築士証
		1級建築士	<ul style="list-style-type: none"> ・1級建築士免許証 ・1級建築士免許証明書
		建築設備士（この資格に限り、有効期限超過のものも認める）	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備士登録証 ・建築設備士登録証明書
	2点	2級建築士（1級建築士と重複不可）	<ul style="list-style-type: none"> ・2級建築士免許証 ・2級建築士免許証明書
建築積算士		<ul style="list-style-type: none"> ・建築積算士登録証 ・建築積算士登録証明書 	

※特に記載のないものは、カード型または証書型（A4判）のどちらでも可

入札参加登録システム（新規申請）の入力上の注意点

1 業者基本情報画面

- 「商号又は名称」については、株式会社等法人の種類を表す文字は下記の略字で入力してください。

株式会社…（株）	有限会社…（有）	合資会社…（資）	合名会社…（名）
協同組合…（同）	協業組合…（業）	企業組合…（企）	

2 経営状況等画面

- 「自己資本額」は、直近の財務諸表の自己資本額を入力してください（千円単位、千円未満四捨五入）。
- 「職員数」は、申請日時点の会社全体の常勤の職員数を**実人数**で入力してください。
- 「営業年数」は、建設関連業務の営業を開始した年月から申請日の属する営業年度の終了日までの満の年数を入力してください。

3 申請業種情報画面

- 「登録番号」については、申請業種が測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの場合は、国（地方整備局）の登録番号を入力してください。申請業種が建築設計の場合は、申請する本店又は支店の所在する都道府県コード（2桁）と建築事務所の登録番号を入力してください。

都道府県コード											
北海道	01	栃木県	09	石川県	17	滋賀県	25	岡山県	33	佐賀県	41
青森県	02	群馬県	10	福井県	18	京都府	26	広島県	34	長崎県	42
岩手県	03	埼玉県	11	山梨県	19	大阪府	27	山口県	35	熊本県	43
宮城県	04	千葉県	12	長野県	20	兵庫県	28	徳島県	36	大分県	44
秋田県	05	東京都	13	岐阜県	21	奈良県	29	香川県	37	宮崎県	45
山形県	06	神奈川県	14	静岡県	22	和歌山県	30	愛媛県	38	鹿児島県	46
福島県	07	新潟県	15	愛知県	23	鳥取県	31	高知県	39	沖縄県	47
茨城県	08	富山県	16	三重県	24	島根県	32	福岡県	40		

4 申請業種実績高・申請部門情報画面

- 「年間平均実績高」は、「経営規模総括表（様式第2号）」に記載した数値を入力してください。
- 申請する部門は本店又は受任機関を選択できますが、測量の部門を受任機関で申請する場合は、その受任機関が測量業の営業所登録をしている必要があります。また、建築設計の部門を受任機関で申請する場合は、その受任機関の所在地で建築士事務所の登録を受けている必要があります（例：宮城支店（所在地は宮城県）の受任機関で申請する場合、宮城県知事登録が必要）。

5 有資格者数画面

- 技術職員数については、表「資格及び確認資料等」に記載のある各資格を所持している者の数を**延べ人数**で入力してください。申請業種についてのみ入力し、申請しない業種は空欄にしてください。
- 建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの「その他」は、それぞれの加点対象の資格者以外の技術職員数を入力してください。
- 同一人による複数の業種で加点対象となる資格（技術士）は、加点を希望する業種のみ計上してください。（技術士「建設部門－土質及び基礎」及び「応用理学部門－地質」については、建設コンサルタント又は地質調査のいずれか1つで計上してください）。
- 建築設計の場合、同一人物による「1級建築士」と「構造設計1級建築士」、「1級建築士」と「設備設計1級建築士」、「1級建築士」と「2級建築士」は重複して計上できません。